

平成27年1月28日

平成27年度の裁判官の集合研修について

司法研修所第一部教官室

【説 明 編】

第1	はじめに	1
第2	集合研修の体系について	2
1	職務導入研修	2
2	裁判分野別研究会	2
3	総合分野研究会	4
第3	判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会について	6
1	未特例判事補	6
2	特例判事補	7
3	判事	8

【資 料 編】

資料1-1	判事・判事補，簡易裁判所判事の集合研修（体系別）	1～10
資料1-2	判事・判事補，簡易裁判所判事の集合研修（時系列）	1～2
資料2	平成27年度裁判官研修計画カレンダー	1
資料3	平成27年度裁判官研修	1

第1 はじめに

司法研修所第一部教官室が実施する集合研修の目的、応募に当たっての一般的な留意事項等は、下記のとおりです。

裁判官が、求められる資質・能力を修得し、その力量を向上させていくためには、日々の事件処理に対する真摯な取組の積み重ねと、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、自らの資質・能力の向上を目指して、主体的・自律的に取り組む不断の自己研さんが必要です。司法研修所において実施する集合研修は、このような裁判官の自己研さんの支援を行うことを主たる目的としています。

そのような観点から、裁判官の集合研修は、新たな職務、ポストへの導入のための職務導入研修等のように対象者全員が原則として参加するものを除き、その多くは応募型とし、各自が自らの資質・能力の向上に向けて、主体的に応募することを予定しています（資料１－１「判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修（体系別）」の各研究会名の前に◆印を付してあるものが応募型です。）。

各裁判官においては、担当職務の状況等も踏まえながら、以下に説明する集合研修の体系、判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会、各研究会の趣旨、概要等を参考として、応募型の研修に応募する計画を立ててください（各研究会の概要は、資料１－１「判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修（体系別）」に記載されています。）。応募型の研修については、原則として、その４か月前をめどに高等裁判所を通じて参加者の募集を行いますので、その際の配布資料も参考として、応募してください。年に数回の研究会に応募する意欲的な裁判官もある反面、応募に消極的な裁判官も散見されますが、前述のような自己研さんの必要性等に照らし、少なくとも３年に１回以上は、集合研修（職務導入研修等を含む。）に参加することを当教官室では期待しています。

また、職務導入研修については、原則として対象者の全員が参加することになりますので、日程を確認して参加を予定してください（各研究会の日程は、資料１－２「判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修（時系列）」、資料２「平成２７年度裁判官研修計画カレンダー」参照）。

第2 集合研修の体系について

集合研修は、下記のとおり、①職務導入研修（資料1-1第1の1～6，第2の49～51），②裁判分野別研究会（資料1-1の第1の7～40，第2の52，53），③総合分野研究会（資料1-1の第1の41～48）に大別されます（括弧（【 】）内の数字は、資料1-1における番号を示しています。）。

資料3「平成27年度裁判官研修」も併せてご覧ください。

1 職務導入研修

職務導入研修は、任官時や新たな職務又はポストに就いた際の職務への導入を目的とする研修で、原則として、対象者の全員が参加することになります。

具体的には、次の各研修があります。

判事・判事補

判事補の任官直後－新任判事補研修【1】

判事補の任官3年目－判事補基礎研究会【2】

判事任官した段階－判事任官者実務研究会【3】

支部長や部総括裁判官に初めてなった段階－

支部長研究会【4】，部総括裁判官研究会【5】

弁護士任官者の任官直後－弁護士任官者実務研究会【6】

簡易裁判所判事

簡易裁判所判事の任官直後，約半年後－

新任簡易裁判所判事導入研修【49】，新任簡易裁判所判事研修【50】

簡易裁判所判事の任官3年目－簡易裁判所判事基礎研究会【51】

2 裁判分野別研究会

裁判分野別研究会は、裁判分野別に実施するもので、得意分野の形成、深化を

支援するための基本分野研究会【7～12】，専門性の獲得，深化を支援するための専門分野研究会【13～32】，必要に応じて随時開催する特別研究会【33～40】等があります。主として応募型で実施されます。

基本分野研究会

●応募型

- 目的：基本的な分野について，裁判運営に関する基本的な知識，技術（スキル）の修得，向上や，裁判に取り組む姿勢，心構え（マインド）等，裁判を行うための基本的な力の向上を支援すること

- 種類：民事【7，8】又は刑事【9，10】の実務研究会（基本）
家事【11】又は少年【12】の実務研究会

- 対象者：民事，刑事＝53期から62期までの判事又は判事補のうち，地裁で現に当該事件を担当しているか，将来当該事件を担当したいと考えている者
家事＝判事又は特例判事補のうち，家裁で家事事件を担当している者
少年＝判事又は判事補（未特例判事補を含む。）のうち，家裁で少年事件を担当している者

専門分野研究会

- 応募型（ただし，刑事実務研究会（裁判員1）【21】のみ非応募型。対象者は資料1－1記載のとおり）

- 目的：裁判所に持ち込まれる案件の複雑化，専門化を背景として，専門性又は得意分野の形成，深化の契機とすること

- 種類：基礎的な内容を扱う，いわば初心者向けの基礎研究会と，現に当該分野の事務を担当する者を対象とする実務研究会があります。

※資料1－1では，内容の専門性の程度を★印の数で表しているの
で，応募する際の目安にしてください。

○基礎研究会＝行政【27，28】，金融経済【30】，知的財産権【31】，医療【32】

(導入的な内容を主体とするもので、専門性につながる端緒としての基礎的な知識の提供が中心。)

○実務研究会＝民事（医療【16, 17】，建築【13, 14】，IT【15】，金融経済【18～20】）

刑事（裁判員【21～23】，精神障害【24】）

行政【29】，労働【25, 26】

●対象者：基礎研究会＝判事補（未特例判事補を含む。）

（行政基礎研究会B【28】は判事も含む。）

実務研究会＝現に当該分野の事務を担当し、あるいは担当する可能性のある判事又は特例判事補

（民事実務研究会（建築A）【13】は未特例判事補も含む。）

特別研究会

●応募型又は指名型

●目的：随時実施して、法改正や喫緊の課題などへの対応を支援すること

●種類：本年度は、資料1-1記載の8テーマを予定【33～40】

●対象者：テーマに応じて資料1-1記載のとおり

簡裁判事研修

●応募型

●目的：一定年数以上の簡裁判事経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援すること

●種類：実務研究会【52】，特別研究会【53】

●対象者：実務研究会は平成22年8月以前に任官した簡裁判事，特別研究会は平成23年8月以前に任官した簡裁判事

3 総合分野研究会

総合分野研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を広め、あるいは思考を深めることを通

じ、社会から期待される適正な裁判の実現を支援しようとする研究会です。

具体的には、裁判基盤研究会、知的基盤研究会等があります。

裁判基盤研究会

- 応募型
- 目的：裁判と社会との関わり，社会，経済構造等をテーマとして，視野を広め，識見を高めること
- 種類：本年度は，資料 1－1 記載の各テーマを予定【4 1～4 3】
- 対象者：判事

知的基盤研究会

- 応募型
- 目的：主体的な思考力を高めることに向けた自己研さんの動機付けを行うこと
- 種類：具体的なテーマは検討中【4 4， 4 5】
- 対象者：5 5 期から 6 4 期までの判事又は判事補

第3 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会について

第2で説明した研究会のうち、判事・判事補を対象とする研究会について、未特例判事補、特例判事補、判事の各段階に応じて参加することができる研究会を整理すると、下記のとおりとなります（括弧（【 】）内の数字は、資料1－1における番号を示しています。）。

1 未特例判事補

未特例判事補の間は、裁判官に求められる基本的な知識、技術（スキル）とともに、裁判に取り組む姿勢、心構え（マインド）等を学び、成長目標を見定め、自己が理想とする裁判官像に向けて持続的に成長していくことのできる行動力、思考力を身に付けることが望まれます。

参加が予定されているか、又は応募が可能な研究会等は次のとおりです。

職務導入研修

任官直後の新任判事補研修【1】

3年目の判事補基礎研究会【2】

裁判分野別研究会

【基本分野研究会】 少年実務研究会【12】（※少年事件担当者）

【専門分野研究会】

○基礎研究会 行政基礎研究会A、B【27、28】

（※行政事件担当者）

金融経済基礎研究会【30】

知的財産権基礎研究会【31】

医療基礎研究会【32】

○実務研究会 民事実務研究会（建築A）【13】

総合分野研究会

知的基盤研究会1、2【44、45】（※64期以上）

2 特例判事補

特例判事補の段階では、裁判官としての基本的な知識、技術（スキル）を身に付け、これを向上させるとともに、担当事件に真摯に取り組む中で、裁判官としての姿勢、心構え（マインド）を磨き、判事任官に向けて自己研さんを積み重ねることが必要です。

もとより、社会常識に合った通用力のある裁判を実現するためには、法的紛争の背景にある社会や人間に対する一般的な識見や幅広い教養とこれに基づく自律的で強靱な思考力（裁判官としての基本的な力）が必要であり、各裁判官には、これらの獲得に向けた努力が望まれます。司法研修所においても、以上のような自己研さんを支援することを狙って裁判官研修を企画しています。

参加が予定されているか、又は応募が可能な研究会等は次のとおりです（なお、その他に特別研究会があります。）。

職務導入研修

支部長研究会【4】※支部長になった場合

裁判分野別研究会

【基本分野研究会】

民事実務研究会（基本1，2）【7，8】

刑事実務研究会（基本1，2）【9，10】

家事实務研究会【11】（※家事事件担当者）

少年実務研究会【12】（※少年事件担当者）

※当教官室では、判事補の間に、民事又は刑事の実務研究会（基本）のいずれかの研究会には必ず参加し、家事又は少年の実務研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

【専門分野研究会】

※専門分野研究会は、複雑化、専門化する紛争に対応して、その社会的背景や専門的知見を得ることを通じ、社会の要請に応える適正な裁判を実現していくために裁判官を支援することを目指していますので、積極的に応募してください。

○基礎研究会 行政基礎研究会A，B【27，28】

（※行政事件担当者）

金融経済基礎研究会【30】

知的財産権基礎研究会【31】

医療基礎研究会【32】

○実務研究会

民事実務研究会（建築A，B）【13，14】

民事実務研究会（IT）【15】

民事実務研究会（医療A，B）【16，17】

民事実務研究会（金融経済1～3）【18～20】

刑事実務研究会（裁判員2，3）【22，23】

刑事実務研究会（精神障害）【24】

労働実務研究会A，B【25，26】

総合分野研究会

知的基盤研究会1，2【44，45】

3 判事

判事は、任官から再任、2度目の再任と幅が広く、その成長にも個人差があると考えられますが、裁判所の中核を担う立場となることから、裁判官としての知識、技術（スキル）や姿勢、心構え（マインド）の面はもとより、一般的な識見や教養、思考力（裁判官としての基本的な力）についても一定の高い水準に到達し、裁判所の組織内で期待される役割も果たしながら、各自が目標とする裁判官像に応じた、熟達の段階に到達することが理想と考えられます。司法研修所における裁判官研修は、このような事柄を念頭に置いて、判事についても、その自己研さんを支援することを狙っています。そのような熟達を目指す判事が、日々の事件に真摯に取り組みつつ自己研さんに努める姿勢は、これを若い裁判官（とりわけ未特例判事補）から見れば、目標とする裁判官像とうつつるものと思われます。

参加が予定されているか、又は応募が可能な研究会等は次のとおりです（なお、その他に特別研究会があります。）。

職務導入研修

判事任官直後の判事任官者実務研究会【3】

支部長研究会【4】※支部長になった場合

部総括裁判官研究会【5】※部総括になった場合

裁判分野別研究会

【基本分野研究会】※主に若手

※基本分野研究会に判事補の間に参加する機会がなかった判事は、早期に（遅くとも判事任官後２年程度までの間に）参加することが望まれます。

民事実務研究会（基本１，２）【７，８】

刑事実務研究会（基本１，２）【９，１０】

家事実務研究会【１１】（※家事事件担当者）

少年実務研究会【１２】（※少年事件担当者）

【専門分野研究会】

※専門分野研究会は、複雑化、専門化する紛争に対応して、その社会的背景や専門的知見を得ることを通じ、社会の要請に応える適正な裁判を実現していくために裁判官を支援することを目指していますので、積極的に応募してください。

○基礎研究会 行政基礎研究会Ｂ【２８】（※行政事件担当者）

○実務研究会 民事実務研究会（建築Ａ，Ｂ）【１３，１４】

民事実務研究会（ＩＴ）【１５】

民事実務研究会（医療Ａ，Ｂ）【１６，１７】

民事実務研究会（金融経済１～３）【１８～２０】

刑事実務研究会（裁判員２，３）【２２，２３】

刑事実務研究会（精神障害）【２４】

労働実務研究会Ａ，Ｂ【２５，２６】

行政実務研究会【２９】

総合分野研究会

知的基盤研究会１，２【４４，４５】（５５期まで）

中堅判事研究会【４６】（５０期～５４期）

※中堅判事研究会は、裁判所の中堅として、部総括裁判官に向けた自己研さんを行う切っ掛けとする趣旨のものであるので、積極的に応募してください。

裁判基盤研究会１～３【４１～４３】

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

第1 判事・判事補の集合研修

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名称	実施時期	期間	定員等	対象者	概要
1	職務導入研修 ※対象者の全員が参加する。			新任判事補研修	28. 1. 19(火) ～ 1. 25(月)	5日	未定	平成27年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (68期司法修習終了者)	新任判事補が、円滑なスタートを切ることができるように、担当事務に関する基本的知識を提供するとともに、裁判所及び実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する。
2				判事補基礎研究会	27. 6. 1(月) ～ 6. 5(金)	5日	未定	平成24年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (65期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして行う職務導入研修で、任官3年目以降の判事補が担当する職務の導入として、基本的な執務能力の向上を図ることを狙いとするカリキュラムや、各自の成長目標を考えることを狙いとするカリキュラム等を実施する。
3				判事任官者実務研究会	28. 2. 16(火) ～ 2. 19(金)	4日	未定	平成17年10月に司法修習を終えた判事 (58期司法修習終了者)	判事任官者に対する職務導入研修として、中堅裁判官としての自覚を持って日々の職務を行うべき立場にあることを認識するよう促し、第一審の裁判長に向けて、今後の成長を支援することを目的とし、裁判所の組織的課題、裁判官としての成長とりわけ視野を広め識見を深めることを狙いとするカリキュラム等を実施する。
4				支部長研究会	27. 5. 20(水) ～ 5. 22(金)	3日	未定	初めて地裁又は家裁の支部長となった者(部総括裁判官研究会に参加経験のある者を除く。)	初めて地家裁の支部長となった者に対する職務導入研修として、支部の人事管理、事件管理、本庁支部間の連携その他支部の運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、司法行政面の情報提供、共同研究等のカリキュラムを実施する。 なお、本庁支部の連携に関する共同研究について、裁判所職員総合研修所と合同実施を予定している。
5				部総括裁判官研究会	27. 6. 29(月) ～ 7. 2(木)	4日	未定	初めて地裁又は家裁の部総括裁判官に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者に対する職務導入研修として、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、司法行政面の情報提供、共同研究、専門家による講演等のカリキュラムを実施する。
6				弁護士任官者実務研究会	27. 4. 6(月) ～ 4. 7(火)	2日	未定	新たに弁護士から任官又は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象として、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明等のカリキュラムを実施する。

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名称	実施時期	期間	定員等	対象者	概要
7	裁判分野別研究会	◆		民事実務研究会 (基本1)	27. 5. 27(水) ～ 5. 29(金)	3日	50	5 3期から6 2期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で民事事件を担当する者 イ 民事裁判に関心があり、将来民事事件を担当したいと考えている者	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定(一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定)
8		◆		民事実務研究会 (基本2)	27. 10. 1(木) ～ 10. 2(金)	2日	30	5 3期から6 2期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で民事事件を担当する者 イ 民事裁判に関心があり、将来民事事件を担当したいと考えている者	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
9		◆		刑事実務研究会 (基本1)	27. 11. 25(水) ～ 11. 27(金)	3日	50	5 3期から6 2期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で刑事事件を担当する者 イ 刑事裁判に関心があり、将来刑事事件を担当したいと考えている者	裁判員裁判を中心とする刑事裁判のありよう、単独事件の審理や判決の在り方、裁判員裁判を始めとする合議事件への関わり方、刑事事件における書記官との協働、部の運営への参画、自己研さんの在り方等について共同研究を行う予定。(一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定)
10		◆		刑事実務研究会 (基本2)	28. 2. 29(月) ～ 3. 1(火)	2日	30	5 3期から6 2期までの判事又は判事補で、次のいずれかのもの ア 地裁で刑事事件を担当する者 イ 刑事裁判に関心があり、将来刑事事件を担当したいと考えている者	裁判員裁判を中心とする刑事裁判のありよう、単独事件の審理や判決の在り方、裁判員裁判を始めとする合議事件への関わり方、部の運営への参画、自己研さんの在り方等について共同研究を行う予定
11		◆		家事実務研究会	27. 11. 4(水) ～ 11. 6(金)	3日	50	家裁で家事事件を担当する判事又は特例判事補	家事事件手続法の施行以降における家事審判、家事調停等の運用を巡る諸問題について、共同研究等を行う予定(一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定)
12		◆		少年実務研究会	27. 9. 16(水) ～ 9. 18(金)	3日	50	家裁で少年事件を担当する判事又は判事補(未特例判事補を含む。)	少年審判における書記官や家裁調査官との協働、少年法運用上の諸問題、家裁裁判官の在り方等について、共同研究等を行う予定(一部カリキュラムについて、裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定)

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体 系	応募型 ◆	専門性 ★	名 称	実施時期	期間	定員等	対象者	概 要
13	裁判分野研究会 (つつき)	◆	★	民事実務研究会 (建築A)	27. 10. 26(月) ～10. 27(火)	2日	40	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は判事補(未特例判事補を含む。)	「建築生産プロセスに関する諸問題」をテーマとする。初学者を対象に、木造、鉄骨造、RC造の建物建築の実際を理解するとともに、建築訴訟に特有の実体法上の問題を研究することを目的とする。建築Bとの共通カリキュラムとして、「雨漏り、雨仕舞い、防水」を取り上げる予定。 平成28年度以降も研究会の目的は同様であるが、建築Bとの共通カリキュラムを「地盤の支持力と基礎の設計」(平成28年度)、「雨漏り、雨仕舞い、防水」(平成29年度)とする予定。
14	野別研究会	◆	★★	民事実務研究会 (建築B)	27. 10. 27(火) ～10. 28(水)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築Aに引き続いての参加を認める。)	「建築生産プロセスに関する諸問題」をテーマとする。主として建築関係訴訟を担当する者を対象に、建築訴訟に特有の実体法上の問題及び審理運営の在り方について研究することを目的とする。専門講演として、「雨漏り、雨仕舞い、防水」及び「修補費用の算定方法(積算)」を取り上げる予定。 平成28年度以降も研究会の目的は同様であるが、「構造設計の考え方」(平成28年度)、「建築基準法の考え方」(平成29年度)とする予定。共通カリキュラムについては建築Aと同じ。
15	研究会	◆	★	民事実務研究会 (IT)	27. 7. 6(月) ～ 7. 7(火)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は特例判事補	ソフトウェア開発を巡る紛争の実態・背景についての基礎的な理解を得ることを目的とする。一般的・基本的な開発手法についての理解を深めるとともに、具体的なIT紛争を取り上げたケース研究を行い、その後に共同研究(実態・背景、審理運営)を実施する予定。本年度の専門講演では、「プロジェクト・マネジメント」を取り上げる予定。 平成28年度以降の専門講演は、「パッケージ・カスタマイズ型プロジェクト」(平成28年度)、「アジャイル型開発」(平成29年度)などを予定。

※ 応募型の研究会に参加する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★＝標準的な法的知識を前提とする研究会

★★＝専門性が高い研究会(ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの)

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名称	実施時期	期間	定員等	対象者	概要
16	裁判分野別研究会 (つづき)	◆	★	民事実務研究会 (医療A)	27. 9. 28(月) ～ 9. 29(火)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、「争点整理手続」や「専門的知見の獲得」等をテーマとする共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する情報提供として、「放射線科(例えば、画像読影)」、「医療事故に関する第三者機関」等をテーマとする講演と意見交換等を行う予定。一部カリキュラムを医療Bと合同で行う予定。 なお、来年度以降も、「争点整理手続」や「専門的知見の獲得」等をテーマとする共同研究を行うほか、平成28年度は「老人医療(例えば、内科的管理)」、「病院の看護、管理体制」等をテーマに、平成29年度は「循環器内科の疾患(例えば、心不全等)」等をテーマに、講演と意見交換を行う予定。
17		◆	★★	民事実務研究会 (医療B)	27. 9. 29(火) ～ 9. 30(水)	2日	10	東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台及び札幌の各地裁の医療集中部において、裁判長を担当する判事又はこれに準ずる判事	主に医療集中部の部総括クラスを対象に、数年に1回開催するもの。審理運営に関する共同研究等を行うほか、一部カリキュラムを医療Aと合同で行う予定。
18		◆	★★	民事実務研究会 (金融経済1)	27. 10. 19(月) ～ 10. 20(火)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補	「企業取引」をテーマとして、講演、意見交換等を行う予定。契約解釈、損害等の実体取引に関連した題材を取り上げる予定。 来年度以降は、「担保」、「契約(英米法の視点も含めて)」に関するもの等をテーマとして講演、意見交換等を行う予定。
19		◆	★	民事実務研究会 (金融経済2)	27. 11. 12(木) ～ 11. 13(金)	2日	40	高裁又は地裁で民事事件を担当する 判事又は特例判事補	「企業間取引の実態」をテーマとして、企業の法務担当者、弁護士等を講師として招き、企業間の現代型取引を巡る諸問題等について講演と意見交換を行うほか、「企業活動と税務・会計」をテーマとして、講演と意見交換等を行う予定。 来年度以降も、「企業間取引の実態」をテーマとする講演と意見交換等を行うほか、「コーポレートガバナンス」等をテーマに講演と意見交換等を行う予定。

※ 応募型の研究会に参加する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★＝標準的な法的知識を前提とする研究会

★★＝専門性が高い研究会(ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの)

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名称	実施時期	期間	定員等	対象者	概要
20	裁判分野別研究会 (つつぎ)	◆	★★	民事実務研究会 (金融経済3)	28. 2. 1(月) ～ 2. 2(火)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は特例判事補	「企業の実情」をテーマとして、企業の法務担当者等を講師として招き、企業の実際の在り方について講演、意見交換等を行うほか、「中小企業について(政策の変遷、資金調達手法、運営等)」をテーマとして、講演と意見交換等を行う予定。平成28年度は「コーポレートガバナンス」等をテーマに、平成29年度は「様々な決済制度(ペーパーレス、一括決済等)」等をテーマに講演と意見交換等を行う予定。
21				刑事実務研究会 (裁判員1)	27. 4. 9(木) ～ 4.10(金)	2日	30	地裁で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者	裁判員裁判の現状と課題、これまでの議論の概要等について情報提供を行うとともに、裁判員裁判にふさわしい審理・評議・判決の在り方について意見交換等を行う。
22		◆		刑事実務研究会 (裁判員2)	27. 7.13(月) ～ 7.14(火)	2日	40	高裁又は地裁で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補	裁判員裁判にふさわしい審理・評議・判決の在り方について共同研究等を行う。
23		◆		刑事実務研究会 (裁判員3)	27.11. 9(月) ～11.11(水)	3日	40	高裁又は地裁で裁判員裁判(及びその控訴事件)を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会(裁判員2)に同じ
24		◆	★★	刑事実務研究会 (精神障害)	28. 2. 9(火) ～ 2.10(水)	2日	30	高裁又は地裁で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	「精神障害」をテーマとして、触法精神障害者の処遇等に関する諸問題について、講演や共同研究等を行う予定
25		◆	★	労働実務研究会A	27.12. 8(火) ～12.10(木)	3日	30	高裁又は地裁で労働事件を担当する判事又は特例判事補(引き続き労働Bに参加することを認める。)	標準的な労働事件一般に関する諸問題について、共同研究等を行う予定
26		◆	★★	労働実務研究会B	27.12.10(木) ～12.11(金)	2日	20	高裁又は地裁で労働事件を担当する判事又は特例判事補(労働Aに引き続いての参加を認める。)	労働事件を巡る専門的・先端的な問題点について、共同研究等を行う予定

※ 応募型の研究会に参加する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★＝標準的な法的知識を前提とする研究会

★★＝専門性が高い研究会(ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの)

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名称	実施時期	期間	定員等	対象者	概要
27	裁判分野研究会 (つつぎ)	◆	★	行政基礎研究会 A	27. 10. 6(火) ～10. 8(木)	3日	40	地裁で行政事件を担当する判事補 (未特例判事補を含む。)	左陪席裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等について共同研究等を行う予定
28		◆	★	行政基礎研究会 B	28. 1. 28(木) ～ 1. 29(金)	2日	40	高裁又は地裁で行政事件を担当する判事又は判事補 (未特例判事補を含む。)	行政事件について一定の経験を積んだ右陪席クラス又は左陪席クラスの裁判官を対象として、行政事件を担当する際に必要となる行政法規の解釈及びそのための法令や判例の分析能力の涵養を目的に、講演や実務上の留意点等についての共同研究を行う予定
29		◆	★★	行政実務研究会	27. 10. 8(木) ～10. 9(金)	2日	20	高裁又は地裁で行政事件を担当する判事	複雑困難化しつつある行政事件の実務上の問題点について、高度に専門的な観点に立って共同研究等を行う予定
30		◆	★	金融経済基礎研究会	28. 3. 9(水) ～ 3. 11(金)	3日	40	地裁又は家裁の判事補 (未特例判事補を含む。)	税務・会計、金融経済等に関する基礎的な知識についての講演や、セミナー等を行う予定
31		◆	★	知的財産権基礎研究会	28. 3. 9(水) ～ 3. 11(金)	3日	15	地裁又は家裁の判事補 (未特例判事補を含む。)	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定
32		◆	★	医療基礎研究会	28. 2. 24(水) ～ 2. 26(金)	3日	55	地裁又は家裁の判事補 (未特例判事補を含む。)	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療関係訴訟を扱う弁護士等との意見交換、医療機関における実地研修等を行う予定

※ 応募型の研究会に参加する上で目安となる専門性の程度は次のとおり

★＝標準的な法的知識を前提とする研究会

★★＝専門性が高い研究会 (ただし、必ずしも難度が高いという趣旨ではなく、関心があれば積極的に応募してもらいたいもの)

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体 系	応募型 ◆	専門性 ★	名 称	実施時期	期間	定員等	対象者	概 要
33	裁判分野別研究会 (つづき)	◆		特別研究会 1 (刑の一部執行猶予)	27. 5. 14(木) ～ 5. 15(金)	2日	50	高裁又は地裁で刑事事件を担当する判事	刑の一部執行猶予の施行を控え、判断の基礎事情や審理の在り方等について、運用上の論点や留意点等を共有し、施行に向けて具体的な協議等を行う予定
34				特別研究会 2 (独占禁止法改正)	27. 5. 15(金)	1日	10	東京地裁(商事部)所属の判事又は判事補	公正取引委員会の審判制度を廃止し、公正取引委員会が行う排除措置命令等の処分に係る抗告訴訟等の管轄を東京地裁に専属させること等を内容とする改正独占禁止法に関する理解を深めた上で改正後の審理運営に関する課題について討論等をする予定
35		◆		特別研究会 3 (民事事件処理の充実)	27. 6. 24(水) ～ 6. 25(木)	2日	30	地裁で民事事件を担当する部総括判事(平成27年度の部総括裁判官研究会の参加予定者を除く。)	合議や部内コミュニケーションの充実等民事事件処理の充実に向けた部の機能の活性化に関する方策について共同研究等を行う予定
36		◆		特別研究会 4 (訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等)	27. 7. 10(金)	1日	30	高裁又は地裁で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	法務省において、平成19年改正刑事訴訟法等に関し、平成25年1月から平成26年7月にかけて行われた意見交換会の成果等を受けて、運用上の論点や留意点等を共有し、具体的な協議等を行う予定
37				特別研究会 5 (後見関係事件の運用をめぐる諸問題)	27. 9. 10(木) ～ 9. 11(金)	2日	50	家裁で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用を巡る諸問題について共同研究等を行う予定(裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定)
38				特別研究会 6 (DV防止法の運用)	27. 12. 17(木) ～ 12. 18(金)	2日	50	地裁でDV保護命令事件を担当する判事又は判事補(未特例判事補を含む。)	DV保護命令事件の審理運営上の諸問題について共同研究等を行う予定(裁判所職員総合研修所と合同研究を実施予定)
39		◆		特別研究会 7 (現代型訴訟をめぐる諸問題)	28. 2. 8(月) ～ 2. 9(火)	2日	30	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事	先例に乏しい一方で、二当事者の関係には必ずしも還元されない多面的な意見や利害の深刻な対立を内包する現代型訴訟をテーマとして取り上げ、共同研究等を行う予定
40		◆		特別研究会 8 (消費者裁判手続特例法)	28. 3. 17(木) ～ 3. 18(金)	2日	50	高裁又は地裁で民事事件を担当する判事又は特例判事補	平成25年12月に公布された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の施行に向けて、情報提供や、運用上想定される問題点についての研究等を行う予定

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名称	実施時期	期間	定員等	対象者	概要
41	総合分野研究会	◆		裁判基盤研究会 1	27. 7. 21(火) ～ 7. 23(木)	2～3 日	30	高裁, 地裁又は家裁の判事	裁判官の視野を広め、識見を高めることを目的として、裁判と社会との関わりあるいは紛争の背景にある社会・経済構造等をテーマとして取り上げ、講演と意見交換等を実施する研究会。社会、経済の動きや科学的発見等の動向も踏まえながら、重要と認められるテーマを選んでいく予定である。 平成27年度の第1回は、経済に関する分野から、「経済学・経営学と法律学との関係(金融市場や会計等をテーマとして)」をテーマに取り上げる予定。 来年度以降は、「生命倫理、バイオ」、「宇宙と生命等」、「共生社会、ダイバーシティ」、「現代社会と家族、人の成長と社会」、「統計と意思決定論等」等をテーマとする予定。
42		◆		裁判基盤研究会 2	27. 9. 2(水) ～ 9. 4(金)	2～3 日	30	高裁, 地裁又は家裁の判事	趣旨や来年度以降のテーマは裁判基盤研究会1に同じ。 第2回は、人文科学に関する分野から、「人の精神活動と社会(こころ, ことば, ふるまい等をテーマとして)」をテーマに取り上げる予定。
43		◆		裁判基盤研究会 3	28. 3. 2(水) ～ 3. 4(金)	2～3 日	30	高裁, 地裁又は家裁の判事	趣旨や来年度以降のテーマは裁判基盤研究会1に同じ。 第3回は、社会科学に関する分野から、「現代社会における安全(多様なリスクの管理等をテーマとして)」をテーマに取り上げる予定。
44		◆		知的基盤研究会 1	27. 7. 21(火) ～ 7. 23(木)	2～3 日	30	55期から64期までの高裁, 地裁又は家裁の判事又は判事補	参加者において、「広い視野と高い見識を備えること」及び「ものごとをより深く考えること」の重要性を認識してもらい、自己研さんを支援することを目的とする研究会。 平成26年度は、古典に学ぶ意義を実感してもらうための体験型の学習会、「正義の本質を考える」というテーマで行う哲学ワークショップ等を実施した。 平成27年度も、参加者の自己研さんの動機付けとなるようなカリキュラムを用意したい。
45		◆		知的基盤研究会 2	28. 3. 2(水) ～ 3. 4(金)	2～3 日	30	55期から64期までの高裁, 地裁又は家裁の判事又は判事補	知的基盤研究会1に同じ

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名称	実施時期	期間	定員等	対象者	概要
46	総合分野研究会(つづき)	◆		中堅判事研究会	27. 9. 7(月) ～ 9. 9(水)	3日	30	50期から54期までの高裁、地裁又は家裁の判事	平成26年度から新たに設けられた研究会であり、経営学、心理学等の専門的知見に関する大学教授の講演や先輩裁判官との意見交換等を通じ、これからの裁判所を支えていく中堅判事として、裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究することを予定
47				法律実務教育研究会1	27. 9. 10(木) ～ 9. 11(金)	2日	未定	法科大学院に派遣される判事又は判事補	新たに法科大学院に派遣される判事又は判事補等に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行うもの
48				法律実務教育研究会2	28. 2. 22(月) ～ 2. 23(火)	2日	未定	法科大学院に派遣される判事又は判事補	法律実務教育研究会1に同じ

(資料1-1)
判事・判事補、簡易裁判所判事の集合研修(体系別)

第2 簡易裁判所判事の集合研修

番号	体系	応募型 ◆	専門性 ★	名 称	実施時期	期間	人員	対象者	概 要
49	職務導入研修			新任簡易裁判所判事 導入研修	27. 8. 31(月) ～ 9. 4(金)	5日	未定	平成27年度に新たに簡裁判事に 任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導入研修で あり、簡裁における裁判事務への円滑な導入等を目的とする。
50				新任簡易裁判所判事研修	28. 1. 25(月) ～ 2. 26(金)	33日	未定	平成27年度に新たに簡裁判事に 任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の地裁、簡裁におけ る実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事としての基本的な実務知 識、技量の獲得を目的とする。
51				簡易裁判所判事 基礎研究会	27. 6. 16(火) ～ 6. 19(金)	4日	27	平成25年度新任簡易裁判所判事 研修の終了者	任命から3年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的な裁判実 務の知識、技量の向上を目的とする。
52	裁判分野別 研究会	◆		簡易裁判所判事 実務研究会	27. 4. 22(水) ～ 4. 24(金)	3日	60	平成22年8月以前に任命された 簡裁判事 (司法修習終了者を除く。)	民事・刑事の実務問題研究、事実認定や判決の在り方に関する 研究、簡裁における事件処理に資する講演等を行う予定
53		◆		簡易裁判所判事 特別研究会	27. 10. 14(水) ～ 10. 16(金)	2～3 日	50	平成23年8月以前に任命された 簡裁判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に相応しい 訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究や講演と意見交換 等を行う予定

(資料1-2) 判事・判事補, 簡易裁判所判事の集合研修 (時系列)

順序	資料1-1の 番号	応募型 ◆	研究会名	実施時期	備考
1	6		弁護士任官者実務研究会	H27. 4. 6(月) ~ H27. 4. 7(火)	
2	21		刑事実務研究会 (裁判員1)	H27. 4. 9(木) ~ H27. 4. 10(金)	
3	52	◆	簡裁判事実務研究会	H27. 4. 22(水) ~ H27. 4. 24(金)	
4	33	◆	特別研究会1 (刑の一部執行猶予)	H27. 5. 14(木) ~ H27. 5. 15(金)	
5	34		特別研究会2 (独占禁止法改正)	H27. 5. 15(金)	
6	4		支部長研究会	H27. 5. 20(水) ~ H27. 5. 22(金)	
7	7	◆	民事実務研究会 (基本1)	H27. 5. 27(水) ~ H27. 5. 29(金)	
8	2		判事補基礎研究会	H27. 6. 1(月) ~ H27. 6. 5(金)	
9	51		簡裁判事基礎研究会	H27. 6. 16(火) ~ H27. 6. 19(金)	
10	35	◆	特別研究会3 (民事事件処理の充実)	H27. 6. 24(水) ~ H27. 6. 25(木)	
11	5		部総括裁判官研究会	H27. 6. 29(月) ~ H27. 7. 2(木)	
12	15	◆	民事実務研究会 (IT)	H27. 7. 6(月) ~ H27. 7. 7(火)	
13	36	◆	特別研究会4 (訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等)	H27. 7. 10(金)	
14	22	◆	刑事実務研究会 (裁判員2)	H27. 7. 13(月) ~ H27. 7. 14(火)	
15	41	◆	裁判基盤研究会1	H27. 7. 21(火) ~ H27. 7. 23(木)	
16	44	◆	知的基盤研究会1	H27. 7. 21(火) ~ H27. 7. 23(木)	
17	49		新任簡裁判事導入研修	H27. 8. 31(月) ~ H27. 9. 4(金)	
18	42	◆	裁判基盤研究会2	H27. 9. 2(水) ~ H27. 9. 4(金)	
19	46	◆	中堅判事研究会	H27. 9. 7(月) ~ H27. 9. 9(水)	
20	47		法律実務教育研究会1	H27. 9. 10(木) ~ H27. 9. 11(金)	
21	37		特別研究会5 (後見関係事件の運用をめぐる諸問題)	H27. 9. 10(木) ~ H27. 9. 11(金)	
22	12	◆	少年実務研究会	H27. 9. 16(水) ~ H27. 9. 18(金)	
23	16	◆	民事実務研究会 (医療A)	H27. 9. 28(月) ~ H27. 9. 29(火)	一部24と合同
24	17	◆	民事実務研究会 (医療B)	H27. 9. 29(火) ~ H27. 9. 30(水)	一部23と合同
25	8	◆	民事実務研究会 (基本2)	H27. 10. 1(木) ~ H27. 10. 2(金)	
26	27	◆	行政基礎研究会A	H27. 10. 6(火) ~ H27. 10. 8(木)	一部27と合同
27	29	◆	行政実務研究会	H27. 10. 8(木) ~ H27. 10. 9(金)	一部26と合同
28	55	◆	簡裁判事特別研究会	H27. 10. 14(水) ~ H27. 10. 16(金)	
29	18	◆	民事実務研究会 (金融経済1)	H27. 10. 19(月) ~ H27. 10. 20(火)	
30	13	◆	民事実務研究会 (建築A)	H27. 10. 26(月) ~ H27. 10. 27(火)	一部31と合同
31	14	◆	民事実務研究会 (建築B)	H27. 10. 27(火) ~ H27. 10. 28(水)	一部30と合同

(資料 1-2) 判事・判事補, 簡易裁判所判事の集合研修 (時系列)

順序	資料 1-1 の 番号	応募型 ◆	研究会名	実施時期	備考
32	11	◆	家事実務研究会	H27. 11. 4(水) ~ H27. 11. 6(金)	
33	23	◆	刑事実務研究会 (裁判員 3)	H27. 11. 9(月) ~ H27. 11. 11(水)	
34	19	◆	民事実務研究会 (金融経済 2)	H27. 11. 12(木) ~ H27. 11. 13(金)	
35	9	◆	刑事実務研究会 (基本 1)	H27. 11. 25(水) ~ H27. 11. 27(金)	
36	25	◆	労働実務研究会 A	H27. 12. 8(火) ~ H27. 12. 10(木)	一部37と合同
37	26	◆	労働実務研究会 B	H27. 12. 10(木) ~ H27. 12. 11(金)	一部36と合同
38	38		特別研究会 6 (DV防止法の運用)	H27. 12. 17(木) ~ H27. 12. 18(金)	
39	1		新任判事補研修	H28. 1. 19(火) ~ H28. 1. 25(月)	
40	50		新任簡裁判事研修	H28. 1. 25(月) ~ H28. 2. 26(金)	
41	28	◆	行政基礎研究会 B	H28. 1. 28(木) ~ H28. 1. 29(金)	
42	20	◆	民事実務研究会 (金融経済 3)	H28. 2. 1(月) ~ H28. 2. 2(火)	
43	39	◆	特別研究会 7 (現代型訴訟をめぐる諸問題)	H28. 2. 8(月) ~ H28. 2. 9(火)	
44	24	◆	刑事実務研究会 (精神障害)	H28. 2. 9(火) ~ H28. 2. 10(水)	
45	3		判事任官者実務研究会	H28. 2. 16(火) ~ H28. 2. 19(金)	
46	48		法律実務教育研究会 2	H28. 2. 22(月) ~ H28. 2. 23(火)	
47	32	◆	医療基礎研究会	H28. 2. 24(水) ~ H28. 2. 26(金)	
48	10	◆	刑事実務研究会 (基本 2)	H28. 2. 29(月) ~ H28. 3. 1(火)	
49	43	◆	裁判基盤研究会 3	H28. 3. 2(水) ~ H28. 3. 4(金)	
50	45	◆	知的基盤研究会 2	H28. 3. 2(水) ~ H28. 3. 4(金)	
51	30	◆	金融経済基礎研究会	H28. 3. 9(水) ~ H28. 3. 11(金)	
52	31	◆	知的財産権基礎研究会	H28. 3. 9(水) ~ H28. 3. 11(金)	
53	40	◆	特別研究会 8 (消費者裁判手続特例法)	H28. 3. 17(木) ~ H28. 3. 18(金)	

(資料2) 平成27年度裁判官研修計画カレンダー

資料2) 平成27年度裁判官研修計画カレンダー

平成
27
年

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	弁護士任官 (裁判員1)										簡裁実務																				
5月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	特研1 (刑の一部執行猶予)										支部長 総研										民実 総研 (基本1)										
	(独禁法)										特研2																				
6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	判事補基礎 65期										簡裁基礎										特研3 (民事充実)										
																					郵総括										
7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	(続き)										民実 (IT)										特研4 (被害者配慮)										
											判事 (裁判員2)										夏季実務										
																					裁判基礎1 知的基礎1										
8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
																															新
9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	任簡裁判事導入										中堅判事										法実研1										
	裁判基礎2										特研5 総研 (後見)										少年実務 総研										
																					民実 (医療AB)										
																					報道										
10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	民実 (基本2)										行政基礎A/実務										簡裁特別										
	機 関																				民実 (金融経済1)										
																					民実 (建築AB)										
																					民間短期										
11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
	家事実務 総研										判事 (裁判員3)										民実 (金融経済2)										
																					判事 (基本1)										
																					知財短期										
12月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
											労働実務AB										特研6 総研 (DV)										
1月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
											新任判事補 68期										行政基礎B										
																					新任簡裁判事										
2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	民実 (金融経済3)										冬季実務										特研7 (現代型訴訟)										
											判事任官 68期										法実研2										
																					医療基礎										
																					判事 (基本2)										
																					新任簡裁判事 1/25/2/26										
3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	裁判基礎3 知的基礎2										金融経済基礎 知財基礎										特研8 (消費者裁判手続法)										

平成
28
年

※ 知財長期：H27.9下旬～H28.1下旬

■：職務導入研修

■：裁判分野研究会等（職務導入・特

(資料3) 平成27年度裁判官研修

集 合 研 修					派遣型研修
判 事 ・ 判 事 補 の 集 合 研 修				簡裁判事の 集合研修	
職務導入研修	裁判分野別研究会		総合分野 研究会		
	基本分野研究会	専門分野研究会			
新たな職務等に 就いた際の研修	基本的な裁判 分野に関する研修	専門的な裁判分野 に関する研修	識見等のかん養 のための研修	職務知識の修得 等のための研修	判 事
新任判事補研修 (任官直後)	民事実務研究会 (基本・2回)	民事実務研究会	知的基盤研究会 (2回)	新任簡裁判事 導入研修 (任官直後)	報道機関研修 (2週間)
判事補基礎研究会 (3年目)	刑事実務研究会 (基本・2回)	金融経済(3回)	裁判基盤研究会 (3回)	新任簡裁判事 研修 (半年目)	民間企業 短期研修 (2週間)
判事任官者 実務研究会 (約11年目)	家事実務研究会	医 療A・B	その他の研修	簡裁判事基礎 研究会 (2年目)	判事補
部総括裁判官 研究会	少年実務研究会	建 築A・B	中堅判事研究会 ほか	個別テーマ ごとの研修	民間企業 長期研修 (1年間)
		I T		簡裁判事実務 研究会	日本銀行研修 (1年間)
		刑事実務研究会		簡裁判事特別 研究会	判事又は判事補
		裁判員(3回)			知的財産権 専門研修(長期)
		精神障害			知的財産権 専門研修(短期)
		行政実務研究会			
		労働実務研究会A・B			
		基礎研究会			
		行 政A・B			
		医 療			
		知的財産権			
		金融経済			
弁護士任官者 実務研究会 (任官直後)					
支部長研究会					
	特別研究会(時宜に応じたテーマを選択)				